別表

|  |  |
| --- | --- |
| 整備対象地内  ※別図参照 | 補足事項 |
| ①字有戸地内 ②字小沢平地内 ③字蟹田地内④字下道地内 ⑤字中田地内 ⑥字向田地内  ⑦字有戸鳥井平地内 ⑧字木明地内  ⑨字古明前地内 ⑩字明前地内 | （１）左記の整備対象地内のうち、光ファイバ  が未整備の地域を事業の対象とする。  （２）左記の整備対象地内のうち、技術的に整  備が困難な場所、整備する必要がない場  所、高速無線通信など代替となる技術を  利用することでより効率よく良質なサー  ビスを提供できる場合は整備の対象とし  ない。ただし、整備しない場所について  は、提案時に合理的な理由又は代替とな  る手段を明示すること。 |

別図



⑩

⑦

⑨

⑧

⑦

⑥

⑤

①

④

②

③